

## 防府市水産業振興対策事業費補助金交付要綱

昭和56年4月1日制定

(目的)

第1条 市長は、水産業の振興を図るため、予算の範囲内において、山口県漁業協同組合、その他市長が必要と認める者（以下「漁業協同組合等」という。）に対し水産業振興対策事業（別表1に掲げる事業を総称する。）について、水産業振興対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）及び防府市財務規則（昭和39年規則第6号）等に定められているもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の対象及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び経費は別表1のとおりとし、その補助率は別表2のとおりとする。

(事業の実施計画協議)

第3条 前項の規定による補助金の交付を受けようとする漁業協同組合等は、事業実施計画（素案）協議書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に協議しなければならない。ただし、別表1の事業区分のうち単独市費補助事業については、この限りではない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 設計書（様式第4号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の内示)

第4条 市長は、事業実施計画協議書及び関係書類の内容を審査し適当と認めるときは、補助金交付の内示を行うものとする。ただし、別表1の事業区分のうち単独市費補助事業については、この限りではない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金を交付申請をしようとする漁業組合等は、別の定める期日までに補助金交付申請書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提

出しなければならない。ただし、事業の性質により設計書の提出が困難であると市長が認める場合は、その提出を省略できるものとする。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 設計書（様式第4号）

（補助金の交付の決定）

第6条 市長は、前項の補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を漁業協同組合等に通知する。

（補助金の交付の条件）

第7条 市長は、前項の規定により補助金の交付をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（申請の取り下げ）

第8条 第6条の規定により通知を受けた漁業協同組合等は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件を不服として申請を取り下げようとするときは、速やかに申請の取り下げを行わなければならない。

2 申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（事業計画等変更の承認の申請）

第9条 補助金の交付決定通知を受けた漁業協同組合等は、第5条に規定する書類の記載事項に変更が生じたときは、直ちに計画変更承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表1に掲げる事項の変更以外は、この限りでない。

（事業の中止又は廃止）

第10条 補助金の交付決定通知を受けた漁業協同組合等は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その理由及び事業の遂行状況を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

（事業の繰越等）

第11条 補助金の交付決定通知を受けた漁業協同組合等は、事業が予定の期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となったときは、その理由及び事業の遂行状況を記載した書類を速やかに市長に提出しなければならない。

(指令前着工の協議)

第12条 補助金の交付内示を受けた漁業協同組合等が、補助金の交付決定前に補助事業を実施しようとするときは、指令前着工協議書(様式第7号)を市長に提出し協議しなければならない。

(施工方法の協議)

第13条 工事を請負に付して実施する場合は、競争入札によるものとする。ただし、事前に施行方法について市長に協議(様式第8号)し、了承を得た場合はこの限りではない。

(事業の着手報告)

第14条 漁業協同組合等が補助事業に着手したときは、速やかに事業着手報告書(様式第9-1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、別表1の事業区分のうち単独市費補助事業については、この限りではない。

(1) 請負契約締結状況調書(様式第9-2号)

(2) 入札執行調書(様式第9-3号)

(3) その他市長が必要と認める書類

(指示)

第15条 市長は、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、漁業協同組合等に対し必要な指示をすることができる。

(状況報告)

第16条 補助金の交付決定を受けた漁業協同組合等は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、遂行状況報告書(様式第10号)を作成し、翌月15日までに市長に提出するものとする。ただし、市長が別に定める補助金概算払請求書をもってこれに替えることができるものとする。

2 漁村生活環境基盤整備事業の交付決定を受けた漁業組合等は、補助金の交付決定があった年度の毎四半期ごとに遂行状況報告書を作成し、各四半期終了後5日以内に市長に提出するものとする。

(事業の完成報告)

第17条 漁業協同組合等が補助事業を完成したときは、速やかに事業完成報告書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第18条 補助金の交付決定を受けた漁業協同組合等は、当該補助事業を完了したときは速やかに事業実績報告書(様式第12号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、別表1の事業区分のうち単独市費補助事業にあつては、精算設計書は省略することができる。

- (1) 事業実績書(様式第2号)
- (2) 収支精算書(様式第3号)
- (3) 精算設計書(様式第4号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第19条 市長は、前項の規定による事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて竣工検査又は確認調査を実施し、その報告書に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、漁業協同組合等に通知しなければならない。

(補助金の交付)

第20条 前項の規定により通知を受けた漁業協同組合等が補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金請求書(様式第13-1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず第6条の規定による通知に係る金額の範囲内で概算払により補助金を交付することができる。(様式第13-2号)

(補助金の交付決定の取消等)

第21条 補助金の交付を受けた漁業協同組合等が次の各号の一に該当する場合

には、市長は当該決定の全部又は一部の決定を取り消し、また、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) この要綱及び実施基準に違反したとき。
- (3) 支出額が補助対象事業費の変更により減少したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、当該補助事業者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 市長は、補助すべき補助金の額を決定した場合において、既にその額を超える補助金が概算払により交付されているときは、当該補助事業者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第22条 漁業協同組合等は、補助事業により取得し又は効用を増加した財産について、補助金の交付の目的に反して使用し、更新し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認（様式第14号）を受けなければならない。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、防府市水産業振興対策事業実施基準によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の適用以前に事業実施が決定しているものについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行に伴い次の要綱は廃止する。
  - (1) 第2次沿岸漁業構造改善事業費補助金交付要綱
  - (2) 沿岸漁業構造改善関連整備緊急対策事業費補助金交付要綱
  - (3) 漁業地域振興対策事業費補助金交付要綱
  - (4) 赤潮被害対策事業費補助金交付要綱
  - (5) のり養殖振興対策事業費補助金交付要綱
  - (6) 漁村環境整備事業費補助金交付要綱

附 則

この要綱は、昭和57年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

別表 1

## 国庫補助事業

事業区分	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
1 沿岸 漁業 活性化 構造 改善 事業	<p>地域漁業活性化構造改善事業費 (事業費)</p> <p>漁業協同組合等が地域漁業構造改善計画に基づいて行なう事業に要する次の経費</p> <p>(1) 漁業生産基盤整備事業費</p> <p>ア 増養殖場造成改良事業費</p> <p>(ア) 漁場の耕うん、整地、浚渫及び有害生物等の除去</p> <p>(イ) 海水の交流改善</p> <p>(ウ) 消波施設の整備</p> <p>(エ) 築いそ</p> <p>イ 資源培養推進施設整備事業費</p> <p>(ア) 種苗生産施設6</p> <p>(イ) 幼稚仔育成施設</p> <p>(ウ) (ア)から(イ)まで付帯施設</p> <p>ウ 漁場管理強化施設整備事業費</p> <p>(ア) 漁場管理強化施設</p> <p>(イ) (ア)の付帯施設</p> <p>(2) 漁業近代化施設整備事業費</p> <p>ア 漁業近代化推進施設整備事業費</p> <p>(ア) 養殖施設</p> <p>(イ) 飼料保管解凍処理施設</p> <p>(ウ) 漁船保全修理施設</p> <p>(エ) 燃油等補給施設</p> <p>(オ) (ア)から(エ)までの付帯施設</p> <p>イ (ア) 水産物荷捌施設</p> <p>(イ) 水産物鮮度保持施設</p> <p>(ウ) 運搬施設</p> <p>(エ) 水産物簡易加工処理施設</p> <p>(オ) 蓄養施設</p> <p>(カ) 出荷資材保管施設</p> <p>(キ) (ア)から(カ)までの付帯施設</p>	別表 2 補助率表のとおり	<p>1 地域漁業活性化構造改善事業の地域の相互間における経費の20%を越える増減</p> <p>2 同一事業実施主体に係る事業種目(当該事業種目が2以上の設計となる場合にあつては設計単位)ごとに次に掲げる変更</p> <p>1 事業費又は国庫補助金の20%を超</p> <p>2 工事雑費以外の経費から工事雑費への流用</p>	<p>1 事業実施主体の変更</p> <p>2 事業種目の新設又は廃止</p> <p>3 施行箇所又は設置場所の変更(受益範囲に変更のないものを除く)</p> <p>4 同一事業主体に係る事業種目(当該事業種目が2以上の設計となる場合にあつては設計単位)ごとの事業量の20%を超える増減</p> <p>5 施設の機能に基本的な影響を及ぼすと認められる施設の構造の変更</p> <p>6 地域活性化構造改善推進事業にあつては、事業内容の項目の廃止及び沿岸漁業者等が組織する団体ごとにその事業参加者の50%を越える減</p>

事業区分	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
	ウ 漁業活性化推進施設整備事業費 (ア) 漁業活性化推進施設 (イ) (ア)の付帯施設  (3) 漁村環境整備事業費 (ア) 連絡道 (イ) 情報連絡施設 (ウ) 水産廃棄物等処理施設 (エ) 漁船漁業用作業保管施設 (オ) 増養殖用作業保管施設 (カ) 漁村広場施設 (キ) (ア)から(キ)までの付帯施設  (4) 地域資源活用交流促進施設整備事業 (ア) 地域産物展示販売施設 (イ) 体験学習臨海休養施設 (ウ) 海浜環境活用施設 (エ) (ア)から(ウ)までの付帯施設  (5) 地域活性化構造改善推進事業費 (ア) 研修会の開催 (イ) 資源及び漁場等の調査 (ウ) 実践的な実験事業 (エ) 普及啓発事業	別表2補助率表のとおり		

事業区分	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
2 内水面漁業振興対策事業(基幹地域活性化事業及び関連地域活性化事業)	<p>水産資源増養殖基盤整備事業(事業費)</p> <p>内水面の生産力の拡大、向上を図るため、増養殖場の造成、改良等に必要な事業に要する経費</p> <p>(1) 漁場造成改良事業</p> <p>(ア) 産卵場・稚魚育成場造成(産卵育成用人工河川を含む)</p> <p>(イ) 漁場の耕うん、浚渫、有害生物及び障害物等の除去</p> <p>(ウ) 魚礁</p> <p>(エ) 魚道</p> <p>(オ) 迷込防止施設</p> <p>(カ) (ア)から(オ)までの付帯施設</p>	別表2補助率表のとおり	<p>1 水産資源増養殖基盤整備事業の地域の相互間における経費の20%を越える増減</p> <p>2 同一事業実施主体に係る事業種目(当該事業種目が2以上の計となる場合にあつては設計単位)ごとに次に掲げる変更</p> <p>1 事業費又は国庫補助金の20%を超える増減</p> <p>2 工事雑費以外の経費から工事雑費への流用</p>	<p>1 事業実施主体の変更</p> <p>2 事業種目の新設又は廃止</p> <p>3 施行箇所又は設置場所の変更(受益範囲に変更のないものを除く)</p> <p>4 同一事業主体に係る事業種目(当該事業種目が2以上の設計となる場合にあつては設計単位)ごとの事業量の20%を超える増減</p> <p>5 施設の機能に基本的な影響を及ぼすと認められる施設の構造の変更</p> <p>6 地域活性化構造改善推進事業にあつては、事業内容の項目の廃止及び沿岸漁業者等が組織する団体ごとにその事業参加者の50%を越える減</p>

事業区分	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
3 漁業 経営 構造 改善 事業	<p>新漁村コミュニティ基盤整備事業費 (事業費)</p> <p>漁業組合等が新漁村コミュニティ整備事業基本計画に基づいて行なう事業に要する次の経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活基盤整備事業</li> <li>2 交流基盤整備事業</li> <li>3 情報基盤整備事業</li> <li>4 美しい漁村づくり推進施設</li> </ol>	別表2補助率表のとおり	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 経費の欄に掲げる経費について、その20%を超える増減</li> <li>2 同一事業実施主体に係る事業種目(当該事業種目が2以上の計となる場合にあつては設計単位)ごとに次に掲げる変更 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業費又は国庫補助金の20%を超える増減</li> <li>2 工事雑費以外の経費から工事雑費への流用</li> </ol> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業実施主体の変更</li> <li>2 事業種目の新設又は廃止</li> <li>3 施行箇所又は設置場所の変更(受益範囲に変更のないものを除く)</li> <li>4 同一事業主体に係る事業種目(当該事業種目が2以上の設計となる場合にあつては設計単位)ごとの事業量の20%を超える増減</li> <li>5 施設の機能に基本的な影響を及ぼすと認められる施設の構造の変更</li> </ol>

県補助事業

事業区分	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
1 水産 業 活 性 化 技 術 普 及 事 業	<p>1 栽培漁業推進事業費 (事業費) 漁業協同組合等が行なう事業に要する次の経費 (ア) 天然採苗事業 (イ) 中間保護育成事業</p> <p>2 活魚出荷促進事業費 (事業費) 漁業協同組合等が行なう事業に要する経費</p> <p>3 ふるさと産業育成事業費 (事業費) 漁業協同組合等が行なう事業に要する経費</p>	別表2補助率表のとおり	<p>1 経費の欄に掲げる経費について、その20%を超える増減</p> <p>2 同一事業主体に係る事業種目ごとの経費の20%を超える増減</p>	<p>1 事業主体の変更</p> <p>2 施設の新設又は廃止</p> <p>3 事業の実施場所の変更</p> <p>4 事業量の20%を超える変更</p> <p>5 施設の機能に基本的な影響を及ぼすと認められる施設の構造の変更</p>
2 小 規 模 漁 場 整 備 事 業	<p>小規模漁場整備事業費 (事業費) 漁業協同組合等が行なう事業に要する次の経費 (ア) 産卵施設設置事業 (イ) 幼稚仔保護育成礁設置事業 (ウ) 魚礁漁場整備事業</p>	別表2補助率表のとおり	<p>1 経費の欄に掲げる経費について、その20%を超える増減</p> <p>2 同一事業主体に係る事業種目ごとの経費の20%を超える増減</p>	<p>1 事業主体の変更</p> <p>2 施設の新設又は廃止</p> <p>3 事業の実施場所の変更</p> <p>4 事業量の20%を超える変更</p> <p>5 施設の機能に基本的な影響を及ぼすと認められる施設の構造の変更</p>

事業区分	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
3 単 県 農 山 漁 村 整 備 事 業	農山漁村生活基盤整備事業 (事業費) 漁業協同組合等が行なう事業 に要する次の経費 (ア) 集落道整備事業 (イ) 集落排水施設整備事業 (ウ) 飲用水等供給施設整備 事業 (エ) コミュニティ施設整備 事業 (オ) 荷さばき所周辺環境整 備事業 (カ) 観光漁業施設整備事業 (キ) 公園緑地・景観保全施 設等整備事業 (ク) その他市長が特に認め る事業	別表2 補助率表 のとおり	1 経費の欄に掲げる経 費について、その2 0%を超える増減 2 同一事業主体に係る 事業種目ごとの経費 の20%を超える減	1 事業主体の変更 2 施設の新設又は廃止 3 事業の実施場所の変更 4 事業量の20%を超 える変更 5 施設の機能に基本的 な影響を及ぼすと認 められる施設の構造 の変更

単独市費補助事業

事業区分	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
1 浅海増殖事業	浅海増殖事業 (事業費) 漁業協同組合等が行なう事業 に要する次の経費 1 種苗費 2 施設費	別表2 補助率表 のとおり		
2 魚田造成事業	魚田造成事業費 (事業費) 漁業協同組合等が行なう事業 に要する次の経費 1 沈船魚礁設置事業費 2 廃車魚礁設置事業費 3 投石魚礁設置事業費 4 ヒューム管、土管魚礁 設置事業費 5 特認事業費	別表2 補助率表 のとおり		
3 特認事業費	予算計上範囲内において、その 都度定める			

別表2 補助率表

事業区分		事業種目	事業内容	補助率	負担区分				備考			
					国	県	市	漁協等				
地域漁業活性化構造改善事業	漁業生産基盤整備事業	養殖場造成改良工事	・漁場の耕うん、整地、浚渫及び有害生物の除去	9 / 10	5 / 10	3 / 10	1 / 10	1 / 10	生産力の拡大、向上を図るため、増養殖場の造成及び改良			
			・海水の交流改善									
			・消波施設の整備									
			・築いそ									
		資源培養推進施設整備事業	・種苗生産施設		5 / 10	3 / 10	1 / 10	1 / 10		増殖用の種苗の供給の促進、幼稚仔の育成		
			・幼稚仔育成施設									
	漁場管理強化施設整備事業	・漁場管理強化施設	5 / 10	3 / 10	1 / 10	1 / 10	密漁監視等漁場の管理強化を推進するため					
	漁業近代化施設整備事業	漁業近代化推進施設整備事業	・養殖施設	8 / 10	5 / 10	1 / 10	2 / 10	2 / 10	資源及び漁場の適正な管理並びに漁業に近代化を推進するため			
			・飼料保管解凍処理施設	7.5 / 10						4 / 10	2.5 / 10	2.5 / 10
			・漁船保全修理施設	8 / 10	2 / 10		2 / 10	2 / 10				
			・燃油等補給施設									
		流通改善施設整備事業	・水産物荷捌施設	8 / 10	5 / 10	1 / 10	2 / 10	2 / 10		産地における水産業の流通等の改善を図るため		
			・水産物鮮度保持施設									
・運搬施設			7.5 / 10	4 / 10							2.5 / 10	2.5 / 10
・水産物簡易加工処理施設												
・蓄養施設												
・出荷資材保管施設												
漁村環境整備事業	漁業活性化推進施設整備事業	・漁業活性化推進事業	8 / 10 以内	別表3	1 / 10	別表3	別表3	漁業の生産性・生産力の強化による沿岸漁業の活性化と振興を図るための拠点施設				
地域資源活用交流促進施設整備事業	地域資源活用交流促進施設整備事業	・地域産物展示販売施設	8 / 10	5 / 10	1 / 10	2 / 10	2 / 10	漁村地域の有用な地域資源を維持・活用し、都市との交流、漁業者等の所得の向上を図ることにより漁村地域の活性化のため				
		・体験学習臨海休養施設	7.5 / 10						4 / 10	2.5 / 10	2.5 / 10	
		・海浜環境活用施設										
地域活性化構造改善推進事業	地域活性化構造改善推進事業	・研修会の開催	7.5 / 10	5 / 10	-	2.5 / 10	2.5 / 10	当該地域における沿岸漁業の構造改善を効率的に推進するため				
		・資源及び漁場等の調査										
		・実践的な実験事業										
		・普及啓発事業										

事業区分		事業種目	事業内容	補助率	負担区分				備考
					国	県	市	漁協等	
内水面漁業振興対策事業	水産資源増養殖基盤整備事業	漁場造成改良事業	・産卵場、稚魚育成場造成 (産卵育成用人工河川を含む)	8.75/10	5/10	2.5/10	1.25/10	1.25/10	内水面の生産力の拡大、向上等を図るため
			・漁場の耕うん、浚渫、有害生物及び障害物の除去						
			・魚礁						
			・魚道						
			・迷込防止						
・魚礁・魚道・迷込施設の付帯									
漁業経営構造改善事業	新漁村コミュニティ基盤整備事業	新漁村コミュニティ基盤整備事業	・生活基盤整備事業	5/10	5/10	-	-	5/10	
			・交流基盤整備事業						
			・情報基盤整備事業						
			・美しい漁村づくり推進事業						
水産業活性化技術普及事業	栽培漁業推進事業	栽培漁業推進事業	・天然採苗事業	2/3	-	1/3	1/3	1/3	
			・中間保護育成事業						
	活魚出荷促進事業	活魚出荷促進事業	・活魚出荷促進事業	2/3	-	1/3	1/3	1/3	
	ふるさと産業育成事業	ふるさと産業育成事業	・ふるさと産業育成事業	2/3	-	1/3	1/3	1/3	

事業区分		事業種目	事業内容	補助率	負担区分				
					国	県	市	漁協等	
小規模漁場整備事業	小規模漁場整備事業	小規模漁場整備事業	・産卵施設設置事業	2/3	-	1/3	1/3	1/3	
			・幼稚仔保護育成礁設置事業						
			・魚礁漁場整備事業						
単県農山漁村整備事業	漁村生活基盤整備事業	農山漁村整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落道整備事業</li> <li>・集落排水施設整備事業</li> <li>・観光漁業施設整備事業</li> <li>・飲用水等供給施設整備事業</li> <li>・コミュニティ施設整備事業</li> <li>・荷さばき所周辺環境整備事業</li> <li>・公園緑地・景観保全施設等整備事業</li> <li>・その他市長が特に認める事業</li> </ul>	65%	-	30%	35%	35%	上限 5,000千円
浅海増殖事業	浅海増殖事業	浅海増殖事業	・種苗費	15%以内	-	-	15%	85%	上限 3,000千円
			・施設費	30%以内	-	-	30%	70%	
魚田造成事業	魚田造成事業	浅海増殖事業	・沈船魚礁設置事業	1/3	-	-	1/3	2/3	
			・廃車魚礁設置事業						
			・投石魚礁設置事業						
			・ヒューム管、土管魚礁設置事業						
			・特認事業						

別表 3

建築する面積	補助率	国	県	市	漁協等
300㎡以下	8/10	5/10	1/10	2/10	2/10
301㎡以上 1,000㎡以下	$\frac{300 \times 8/10 + (\text{建築する面積} - 300) \times 21.5/10}{\text{建築する面積}}$	10/30	3/30	8.5/30	8.5/30
1,001㎡以上	$\frac{300 \times 8/10 + 700 \times 21.5/10 + (\text{建築する面積} - 1,000) \times 0}{\text{建築する面積}}$				

様式第1号

年度 水産業振興対策事業費補助金実施計画（素案）協議書

第 号  
年 月 日

防府市長 様

住 所  
事業主体の名称  
代表者氏名

⑩

年度において防府市水産業振興対策事業（ 事業 ）を実施したので、防府市水産業振興対策事業費補助金交付要綱第3条に基づき関係書類を添えて協議します。

（別添書類）

- 1 事業計画書（様式第2号）
- 2 収支予算書（様式第3号）
- 3 設 計 書（様式第4号）

様式第2号

## 事業計画書

- 1 事業主体名
- 2 現況及び目的
- 3 事業の概要
- 4 事業の効果
- 5 運営管理

様式第3号

収 支 予 算 書

1 収入の部

区分	本年度予算額 (税抜)	前年度予算額 (税抜)	比 較		備 考
			増	減	
市補助金	円	円			
自己資金	円	円			
計	円	円			

2 支出の部

区分	本年度予算額 (税抜)	前年度予算額 (税抜)	比 較		備 考
			増	減	
	円	円			
	円	円			
計	円	円			

- (注) 1 本年度予算額(又は本年度精算額)は、事業計画書(又は実績書)の中の「補助事業に要する(要した)経費」の計と合致させること。
- 2 前年度予算額(又は本年度予算額)は、申請書の場合は前年度の、実績報告書の場合はその年度のそれぞれ当該事業に係る最終予算額を記入する。

様式第4号

I 表 紙

年度	
事業設計書	
年 月 日	
住 所	
事業主体名 ⑩	
市の審査の概要	
	審査責任者氏名

(注) 変更設計書作成の場合

- 1 IIの1の概要欄に変更内容を簡明に記述すること。
- 2 IIの2から5までについては、変更に係る部分について二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

## II 設計書の内容

### 1 設計説明書

事業種目		事業実施個所 (事業実施水域)	
事業量及び経費			
事業の概要			
施工方法			
施工期間			
管理主体名			
設計者氏名			
摘要			

### 2 経費内訳書

費目	数量	単位	単価	金額	備考

### 3 経費明細書

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考

### 4 単価表

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考

### 5 機械器具、資材購入費

品目	型式、銘柄、品質、等級等	数量	単価	金額	備考

### 6 設計図（竣工図）及び位置図（水域図）

様式第5号

年度 水産業振興対策事業費補助金交付申請書

第 年 月 日  
号

防府市長 様

住 所  
事業主体の名称  
代表者氏名

⑩

年度において水産業振興対策事業（ 事業 ）を実施したいので、  
補助金 円を交付されたく、防府市水産業振興対策事業費補助金交付要  
綱に基づき関係書類を添えて申請します。

第5条に

(別添書類)

- 1 事業計画書 (様式第2号)
- 2 収支予算書 (様式第3号)
- 3 設 計 書 (様式第4号)

様式第 6 号

年度 水産業振興対策事業費補助金計画変更承認申請書

第 号  
年 月 日

防府市長 様

住 所  
事業主体の名称  
代表者氏名

⑩

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった防府市水産業振興対策事業について、事業計画を変更したいので、承認されるよう防府市水産業振興対策事業費補助金交付要綱第 9 条に基づき関係書類を添えて申請します。

様式第7号

年度 水産業振興対策事業費補助金指令前着工協議書

第 号  
年 月 日

防府市長 様

住 所  
事業主体の名称  
代表者氏名

⑩

このことについて、下記のとおり着工したいので、防府市水産業振興対策事業費補助金交付要綱第12条に基づき関係書類を添えて協議します。

記

- 1 指令前着工を行う理由
- 2 事業内容及び経費配分の計画書
- 3 収支予算書
- 4 その他

様式第 8 号

年度 水産業振興対策事業の施工方法について（協議）

第 号  
年 月 日

防府市長 様

住 所  
事業主体の名称  
代 表 者 氏 名

⑩

このことについて、防府市水産業振興対策事業費補助金交付要綱第 1 3 条に基づき関係書類を添えて協議します。

様式第 9 - 1 号

年度 水産業振興対策事業着手報告書

第 号  
年 月 日

防府市長 様

住 所  
事業主体の名称  
代 表 者 氏 名

⑩

年度において防府市水産業振興対策事業（ 事業 ）に着手したので、防府市水産業振興対策事業費補助金交付要綱第 1 4 条に基づき関係書類を添えて報告します。

(別添書類)

- 1 請負契約締結状況調書 (様式第 9 - 2 号)
- 2 入 札 執 行 調 書 (様式第 9 - 3 号)

様式第9-2号

請負契約締結状況調書

区分	工事契約	設計管理契約
予算額		
請負額		
契約年月日		
請負者名		

着手年月日

竣工予定年月日

請負契約書の写

工事内訳書

様式第9-3号

入 札 執 行 調 書

1 執行年月日

2 執行場所

3 予定価格

順位	第1回	第2回	第3回	比較		氏名	備考
	入札金額	入札金額	入札金額	増	減		

立会人  
氏 名

印



様式第 1 1 号

第 年 月 日 号

防府市長 様

住 所  
事業主体の名称  
代 表 者 氏 名

⑩

事業完成報告書

下記のとおり、年度防府市水産業振興対策事業が完成したので報告します。

記

- 1 事業種目
- 2 着手年月日
- 3 完成年月日及び期間
- 4 事業施工者
- 5 施工場所
- 6 事業量
- 7 事業費

(内訳)

様式第12号

第 号  
年 月 日

防府市長 様

住 所  
事業主体の名称  
代 表 者 氏 名

⑩

事業実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった防府市水産業  
振興対策事業を下記のとおり完成したので報告します。

記

1 事業実績書

2 収支精算書

様式第13-1号

年度水産業振興対策事業費補助金請求書

第 号  
年 月 日

防府市長 様

住 所  
事業主体の名称  
代 表 者 氏 名 ⑩

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定通知のあった防府市水産業振興対策事業について、防府市水産業振興対策事業費補助金交付要綱の規定に基づき、補助金 円を交付されるよう請求します。

記

事業	事業種目	事業主体	総事業費	補助対象事業費	交付決定額	既受領額	今回請求額
			円	円	円	円	円
計							

(注) 事業が2以上の場合は、各事業ごと小計を設けること。

取引金融機関名及び口座番号

様式第 1 3 - 2 号

年度水産業振興対策事業費補助金概算払請求書

第 年 月 日 号

防府市長 様

住 所  
事業主体の名称  
代 表 者 氏 名 ⑩

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった防府市水産業振興対策事業について、防府市水産業振興対策事業費補助金交付要綱の規定に基づき概算払されるよう、下記のとおり請求します。

記

事業	事業種目	事業主体	総事業費	補助対象事業費	交付決定額 A	既受領額 B	今回請求額 C	請求残額 A-B-C
			円	円	円	円	円	円
計								

(注) 事業が 2 以上の場合は、各事業ごと小計を設けること。

取引金融機関名及び口座番号

様式第14号

防府市水産業振興対策事業費補助金関係財産の処分に係る承認申請書

第 号  
年 月 日

防府市長 様

住 所  
事業主体の名称  
代 表 者 氏 名

⑩

年度防府市水産業振興対策事業（ 事業 ）により取得した財産の処分について承認されるよう、防府市水産業振興対策事業費補助金交付要綱第22条に基づき関係書類を添えて申請します。